

技能講習開催予定のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部

会員の方には【技能講習テキスト代@1,000円】が補助されます。

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

令和5年1月～3月

技能講習名	講習日	受講料及びテキスト代(税込)	受講対象者
木造建築物の組立て等 作業主任者技能講習 (軒の高さが5メートル以上)	学科のみ R. 5. 1. 24～25 (福井市)	受講料13,475円 (一部免除者10,725円) テキスト代1,570円 計 15,045円	満18歳以後、木造建築物の 組立て等の作業に3年以上従 事した経験を有する方ほか
高所作業車運転技能講習 (作業床の高さ10m以上)	学科 R5. 2. 14～15 実技 R5. 3. 8～9 (福井市)	全科目 34,375円 (一部免除者33,275円) テキスト代 1,880円 計 36,255円	普通自動車、大型特殊自動 車、大型自動車、準中型自 動車免許又は中型自動車 の免許を有する方ほか
玉掛け技能講習 (つり上げ荷重1トン以上)	学科 R5. 2. 16～17 実技 R5. 3. 2～3	全科目 24,475円 (一部免除者21,175円) テキスト代 1,470円 計 25,945円	満18歳以上の方

大臣告示に基づく教育のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

令和5年1月～3月

教育名	講習日	受講料及び テキスト代(税込)	受講対象者
建築物石綿含有 建材調査者講習 (一般)	学科のみ R5. 1. 18～19 (福井市)	全科目 40,000円 (一部免除者 38,000円) テキスト代 4,630円 計44,630円	<p>満18歳以上で、下記の(1)～(12)に該当するもの</p> <p>(1)労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者</p> <p>(2)学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(3)学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(4)学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)</p> <p>(5)学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者</p> <p>(6)建築に関して11年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(7)労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者</p> <p>(8)建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(9)環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者</p> <p>(10)労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者</p> <p>(11)労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者</p> <p>(12)(2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者(作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる)。</p>
	学科のみ R5. 2. 21～22		